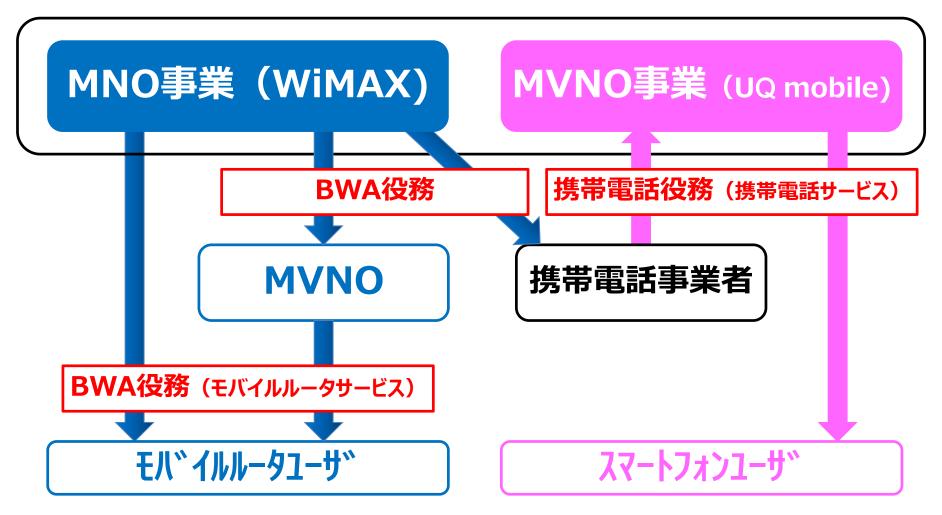
モバイル市場の競争環境に関する研究会 ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG 合同会合 事業者ヒアリング資料

2019年5月30日 UQコミュニケーションズ株式会社

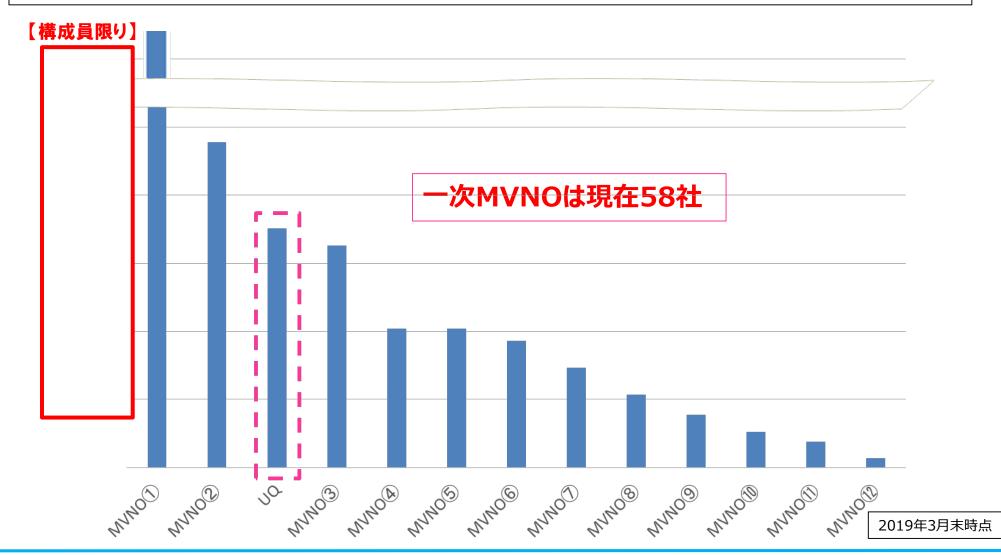
移動電気通役務 及び 禁止行為規律の対象事業者について

当社の事業形態と提供役務(提供サービス)

UQコミュニケーションズ(株)



WiMAXルータサービスは数多くの小規模なMVNOが提供している状況



①BWA役務(モバイルルータ)は、改正電気通信事業法の適用対象外 の役務として頂きたいと考えます。

- 今般の緊急提言等は、「シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現」のために検 討されたものであり、現行の端末購入補助ガイドラインにおいても対象はスマートフォンであることが 明示されている。
- 新法の条文上は対象になりうるとしても、BWA役務(モバイルルータ)についてはこれまで問題 提起もなく、全く議論もされていない。

②仮にBWA役務(モバイルルータ)が新法の適用対象役務になるなら、 システム改修等のため一定の猶予期間を頂きたいと考えます。

- 上記のような状況の中で、MVNO各社は自社が新法の適用対象になるとは全く想定しておらず、 何の検討もなされていない。
- 小規模なMVNOが多く、対象と明確に決まらなければ先行したシステム改修等にも着手できない。
- 現状でシステム改修の検討に入っている事業者はおらず、新法施行が11月だとしても、現時点で 詳細が明らかになっていないため、対応が間に合わない。
- 対応が間に合わず、新法違反に問われかねないとすれば、システム改修対応完了までの間はモバ イルルータの新規販売を停止せざるを得ず、小規模MVNOの経営に大きなインパクトが発生する。



参考:当社システム開発スケジュール

JQ WiMAX UQ mobile

	•	
■新料金プラン等の実現には、半年以上前にサービス(仕様概略を固める必要があ	る。 【構成員限り】

既往契約の扱いについて



①新法に適合した新プランを十分説明することを条件に、新法施行日以降 も従前の既往契約の内容での更新を認めて頂きたいと考えます。

- 新法に適合した新プランは、期間拘束の短縮等による事業収支を考慮すると、提供条件の変更等、現行プランに比べ**一部デクレードとなる可能性**が高い。
- 既存ユーザをデグレードした新プランに強制的に移行させると重大なクレームになりかねない。
- ②仮に新法施行日以降に既往契約の更新/変更が認められない場合でも、 停波によるサービス停止日が明確になっており、当該サービスへの新規加入を停止したサービスにおける更新/変更は認めて頂きたいと考えます。
 - (旧)WiMAXについては、2018年9月に当社及びMVNOから、「2020年3月サービス終了、 2018年9月末新規受付停止」を発表済み。
- ③ (旧)WiMAXからWiMAX 2+へ移行すると月額料金が値上げとなるため、移行希望のお客様へは一定期間同額でWiMAX 2+を利用できる特別プランをご案内済み。新法施行後も希望者には当該特別プラン(新法非対応)への移行を認めて頂きたいと考えます。
 - 特に前述のとおり、MVNOの対応が非常に厳しい状況の中、半年限りの新法適合の移行用プランを新たに設けることは現実的でない。

固定BBと同様の形態で用いられる端末について

当社モバイルルータはお客様の利便性向上のために、どこでも使えるサービス

モバイルタイプ





SIM差替えで

コンセントに挿せば すぐに高速インターネット

家でも外でも これ一台で

- ①固定BBサービスの代替として提供されるホームタイプのうち、「特定の地点においてのみ利用を可能とするよう制御(*)して提供されるホームルータ」のみ新法の適用除外となるならば競争上問題であることから、当該機能具備の有無による差異を設けないで頂きたいと考えます。
 (*)例えば、設置場所を移動した場合、GPSにより検知し、サービスを停止する等
- ②また、モバイルタイプについてもホームタイプと性能に差分はなく、ホームタイプと同様の利用が可能であることから、モバイルタイプとホームタイプに対する規制は同一として頂きたいと考えます。
 - 当該機能はユーザサービス上の観点ではなく、あくまで事業者都合で具備されており、ユーザの サービス選択条件に当該機能の有無は全く関与していない。
 - ユーザがホームタイプを選ぶ事由の大半は、光ファイバの引込み不可(あるいは引込みたくない)であり、当該機能の有無は全く関係ないことから、当該機能の有無によって適用される規制に差異を設けることは競争を歪めることとなる。
 - 5G時代に向けては、モバイル技術を用いた様々な固定BBの代替サービスが出現するものと考えられるが、現時点で想定することが困難であることから、どのようなサービスが新法の対象であるか否かは引き続き慎重に検討すべきである。

その他の論点について



1 通信料金と端末代金の完全分離関係

	項目	当社意見
1	禁止すべき「利益の提供」について、どう考えるか。 (a)「通信役務の継続利用を条件とする場合」に禁止される「利益の提供」について、どう考えるか。 (b)「通信役務の継続利用を条件としない場合」に禁止される「利益の提供」について、どう考えるか。 ・許容される「利益の提供」の上限について、どう考えるか。 ・現行ガイドラインにおける例外(在庫処分、廉価端末、周波数移行等)ついて、どう考えるか。 ・電気通信事業者による利益の提供と代理店による利益の提供との関係について、どう考えるか。 ・その他留意すべき点はあるか。 (c)端末の購入を条件としないが、端末の購入に際して行われる利益の提供について、禁止すべきものはあるか。	(a) ・周波数移行については、通信役務の一定の割引等による利益の提供を認めるべきと考えます。 (b) ・現行ガイドラインにおける例外(在庫処分、廉価端末、周波数移行等)は、通信役務の継続利用を条件とするか否かにかかわらず、引き続き認められるべきと考えます。 ・利益の提供の上限額は、電気通信事業者と代理店のそれぞれに設けるべきです。合計額とした場合、独禁法上の問題が生じることが懸念されます。 (c)端末の購入を条件としないのであれば、禁止すべき利益の提供は無いと考えます。
2	割引、キャッシュバック、ポイントの付与など、禁止すべき「利益の提供」の形式について、どう考えるか。	
3	禁止行為の対象とする「移動端末設備」の範囲について、どう考えるか。	・携帯・スマートフォンのみとし、モバイルルータは対象外とすべきと 考えます。
4	その他留意すべき事項はあるか。	

2 行き過ぎた囲い込みの禁止

	項目	当社意見
1	期間拘束の期間の上限について、どう考えるか。	・スマートフォンは2年以下とすべきと考えます。 ・5Gが普及すればモバイルサービスと固定BBサービスの競争の垣根が事実上無くなっていくものと考えます。現状でも、固定BBサービスと競争しているモバイルルータについては、公正競争確保のため、4年以下であれば許容されるべきと考えます。(競合サービスであるFTTHでは5年、7年等も許容されています。)
2	違約金の水準の上限について、どう考えるか。	・1万円(税別)を上限とすべきと考えます。(現状、MVNOの MNP転出手数料で1万円を超えるものがあります。)
3	期間拘束の有無による料金差の上限について、どう考えるか。	・2,000円/月(税別)を上限とすべきと考えます。
4	期間拘束の自動更新について、どう考えるか。	・適切に説明することを条件に、認められるべきと考えます。
(5)	その他留意すべき事項はあるか。 ・最低利用期間を有する通信契約の扱いについて、どう考えるか。 ・「期間拘束を伴う通信契約」ではない拘束性のある提供条件(長期利用割引など)の扱いについて、どう考えるか。 ・その他留意すべき事項はあるか。	・最低利用期間については、期間拘束の期間の上限との整合を とり、決定すべきと考えます。

3 既往契約の扱い

項目		当社意見
1	既往契約に関し、施行日以降の更新・条件変更について、どう考えるか。	・施行日以降も利用者が希望する場合は認められるべきと考えます。・新プランがデグレードの場合、強制移行は重大なクレームになりかねません。
2	新法に適合する契約への移行を促すための措置について、 どう考えるか。	・新法に適合するプランについて周知徹底を図る必要があると考えます。その上で、最終的に意向するか否かは利用者の意思に 委ねることが適切であると考えます。
3	その他留意すべき事項はあるか。 ・既往契約を締結している者が更新時期を待たずに新規契約に移行する場合の扱いについて、どう考えるか。 ・3Gサービスについて、どう考えるか。 ・その他留意すべき事項はあるか。	・既往契約の更新時期までは、利用者間の不公平が生じないよう、また「いいとこ取り」の契約変更を誘発しないよう、新法施行前と同じ扱いとすべきです。(更新時期より前の新プランへの移行は、新法施行後も違約金対象とすべきです。) ・3Gサービス、(旧)WiMAXサービス等、停波により終了が予定されているサービスは、新法の適用対象外とすべきと考えます。

	項目	当社意見
1	施行に向けた準備について、留意すべき事項はあるか。 ・駆け込みへの対応について、どう考えるか。 ・システム対応について、問題はないか。 ・その他留意すべき事項はあるか。	・駆け込み対応は在庫リスク等の懸念から、一定程度発生することはやむを得ないと考えます。 ・新法対応に伴うシステム改修については、不定期に割り込む案件であり、検討期間が不足する場合は、急ごしらえのシステム対応となり、誤課金・サービス条件の不正確な適用・意図せぬ障害等の要因になるため非常に問題があります。新法施行後6ヶ月以内にシステム改修の上対応すれば良い等の経過措置が認められるべきと考えます。
2	通信モジュール、固定BBと同様の形態で用いられる端末、 法人契約等について、どう考えるか。	・通信モジュールは対象外でよいと考えます。 ・「技術的に固定BBと同様の形態」であるか否かではなく、実際の市場で競合するサービスを意識し、適用対象外とするか否かを検討すべきと考えます。
3	端末メーカから安価で仕入れて端末価格を安く設定し、後にメーカに対してキャッシュバックを行うという手法も想定されるが、どう考えるか。	
4	他社利用者の乗換えに際して発生する違約金を自社で負 担するような施策を実施しているか。	当社は実施しておりません。